

北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに
事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成 29 年 5 月 30 日

告示第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等の手続き並びに事業者が遵守すべき事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成 27 年厚生労働省告示第 196 号)及び地域支援実施要綱(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙)の例による。

(指定の期間)

第 3 条 施行規則第 140 条の 63 の 7 の規定により市が定める期間は、6 年とする。

(指定の申請)

第 4 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定により指定を受けようとする者は、北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(指定事業者の指定)

第 5 条 市長は、前条の申請があった場合においては、当該指定をした者について第 9 条に定める基準に従い事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは、当該申請をした者に北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定決定通知書(様式第 2 号)により、指定を行わないときは北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号事業者指定申請却下通知書(様式第 3 号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場

所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書(様式第4号)により、事業の廃止、休止又は再開しようとするときは、北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5号)により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新)

第7条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新申請書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、事業所の指定の更新を行うときは、当該申請をした者に北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新決定通知書(様式第7号)により、指定の更新を行わないときは、北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定更新却下通知書(様式第8号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(事業者情報の提供)

第8条 市長は、第4条から前条までの各規定による指定、届出の受理又は更新(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、秋田県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定(更新又は変更を含む。)、廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

(7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 役員の氏名、生年月日及び住所

(9) その他市長が必要と認める事項

(事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第9条 指定訪問介護相当サービス事業者、指定通所介護相当サービス事業者及び第1号介護予防支援事業者が遵守すべき事業の人員、設備及び運営に関する基準は、施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、記録の整備における当該記録の保存期間は、その完結の日から5年とする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

(準備行為)

2 北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に必要な準備行為は、この要綱の施行前において行うことができる。